

◎新潟県告示第1346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成27年10月21日から平成27年11月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	三和西部	換地計画書の写し	上越市役所及び三和区総合事務所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。